

## 第三管区海上保安本部公示第22号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和7年7月2日

第三管区海上保安本部長

赤松 宏樹（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- （1）名 称 東京都大島支庁
- （2）住 所 東京都大島町元町字オンダシ222-1

2 水路測量を実施する区域及び期間

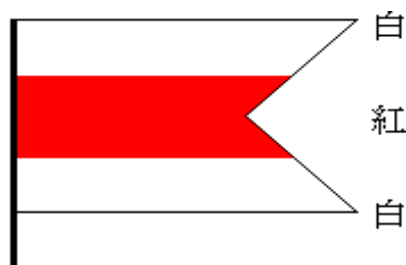
- （1）区 域 東京都神津島村地内長浜海岸（付図のとおり）
- （2）期 間 許可日から令和8年2月15日

3 水路測量の実施方法

GNSSによる測位、単素子音響測深機による測深

4 航行船舶に対する安全措置

- （1）水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚



- （2）三管区水路通報に掲載する。

来年1月より紙による公示は行わない。今後は下記URLよりご確認ください。  
<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN3/kanri/surveykouji.htm>

付 図

